

周南市新庁舎デジタルサイネージシステム整備運営業務仕様書

1 業務名称

周南市新庁舎デジタルサイネージシステム整備運営業務

2 業務目的

庁舎にデジタルサイネージシステムを設置して、以下に掲げる情報を来庁者に映像や音声を使用して分かりやすく提供することで、施設の情報発信機能を高めるとともに来庁者の利便性を向上することを目的とする。

- (1) 市政情報（制度、手続き等の変更のお知らせ、環境配慮啓発等）
- (2) 庁舎案内（臨時窓口開設や駐車料金のお知らせ等）
- (3) 行事案内（イベント情報）
- (4) 会議室予約情報 （予約システムは伴わない）
- (5) 観光情報
- (6) 議会中継
- (7) 災害等緊急情報（Ｌアラート）
- (8) その他ニュース、天気情報など

3 業務場所

周南市役所 新庁舎（山口県周南市岐山通１丁目１番地）

4 業務期間

契約締結日の翌日から平成 36 年 3 月 31 日まで

5 運用開始期日

- (1) １期工事完了エリア … 平成 30 年 8 月 1 日（水）
- (2) ２期工事完了エリア … 平成 31 年 4 月 1 日（月）

6 業務内容

- (1) 条件を満たした機器を調達し、所定の場所に設置すること。
- (2) コンテンツの運用（ライセンス料、利用料含む）を行うこと。
- (3) 機器の操作、コンテンツ制作、番組の編成、タイムテーブル及び画面構成の支援を行うこと。
- (4) 設置した機器の維持管理を行なうこと。
- (5) 障害が発生した場合は速やかに対応すること。

- (6) ディスプレイを広告の媒体とし、広告料を機器の調達費及び運営費に充当する場合は、広告に係る募集、製作、苦情等の窓口となり、トラブルが生じたときは責任を持って解決にあたること。

7 機器及び条件

(1) 調達品（新品）基本仕様

調達品名	サイズ	最大解像度	台数
液晶ディスプレイ	55 インチ	1,920 × 1,080ドット以上	4
液晶ディスプレイ（屋外）	55 インチ	1,920 × 1,080ドット以上	4
ディスプレイ・スタンド	55 インチ用	1,920 × 1,080ドット以上	1
操作用端末（Office 最新・パワーポイント含む）	16 インチ以上		2
映像配信用 STB	—		9
その他システム構築に必要なもの			

※ ・ 4 F マシンルームから各ディスプレイ付近までの配線は、別途工事（庁舎建設電話通信設備整備工事）により行うものとする。

- ・屋外に設置するディスプレイは、狭額縁、防湿、防火タイプとすること。
- ・液晶ディスプレイのタッチパネル機能など、来庁者の利便性向上に繋がる付加機能がある場合は積極的に提案すること。

(2) 設置場所等（別紙図面）

ディスプレイ 設置場所	図 面	基本仕様(ディスプレイ・サイズ等)	台 数	取付	工事 区分	想定放映内容	操作 PC
会議室受付 【CPH 棟(1F)】	A	55 インチ	1	嵌込式	2 期	・会議室予約 情報	行政管 理課
総合案内 【庁舎棟(1F)】	C	55 インチ	1	嵌込式	1 期	・庁舎案内 ・市政情報	
屋外 【岐山通沿い】	B	55 インチ (4 面マルチ狭額縁)	4	嵌込式	2 期	・市政情報 ・イベント情報	広報戦 略課
情報発信スペース 【CPH 棟(1F)】	D	55 インチ (TV 端子あり)	1	スタンド 式	1 期	・観光情報 ・議会中継 (CATV)	
休憩談話スペース 【CPH 棟(2F)】	E	55 インチ (TV 端子あり)	1	嵌込式	2 期	・ニュース、天気情 報など	

※ ・ 災害等緊急情報（L アラート）は、全てのディスプレイで放映する。

- ・図面 C の放映時間は、8 時 00 分から 18 時 00 分までとする。その他は 8 時 00 分から 22 時 00 分とする。

(3) スケジュール・施工調整

施工に際しては、新庁舎建設工事に係る工事監理者及び施工者と十分な施工調整を図ること。

また、施工に係るスケジュールは工事監理者及び施工者と協議のうえ決定すること。

なお、4F マシンルームから操作端末 P C と各ディスプレイまでの配線は、別途工事（庁舎建設電話通信設備整備工事）にて行うものとする。

8 有料広告

受注者は、ディスプレイを媒体にして民間広告を放映するときは、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 受注者自らが広告代理店であるか、受注者が、広告代理店と広告代理業の委託契約を結んでいること。
- (2) 広告の募集、申込受付、苦情等に係る窓口を設けること。
- (3) 広告主から広告料を徴収し、本件の機器調達費及び運営費に充当すること。
- (4) 周南市有料広告掲載取扱要綱第 9 条に基づき、市長が広告の掲載を認めていること。
- (5) 広告放映は、別紙図面「B」、「D」、「E」に設置するディスプレイのみとすること。
- (6) 広告 1 枠を 15 秒とし、30 枠（番組枠）、1 サイクルを基本とすること。
- (7) 放映時間中、広告放映の占める割合を 25 パーセント以下とすること。

9 保守管理体制

受注者の負担において、以下の体制を確保すること。

- (1) 機器の不具合、故障等に対応できる体制を確保し、障害発生時から受付後 2 営業日以内に現地に到着できること。
- (2) 設備の状態を良好に保つため、定期的な点検を行うこと。
- (3) 市からの問合せ等に対し、円滑に応答できる体制を確保すること。

10 業務の再委託

受注者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を第三者に再委託しようとする場合は、受注者は、速やかに書面を市に提出し、承諾を受けなければならない。

11 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務において知り得た情報を第三者に対して漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本業務で得た全ての資料及び情報を市の了解を得ずに他の目的に使用してはならない。

12 その他留意事項

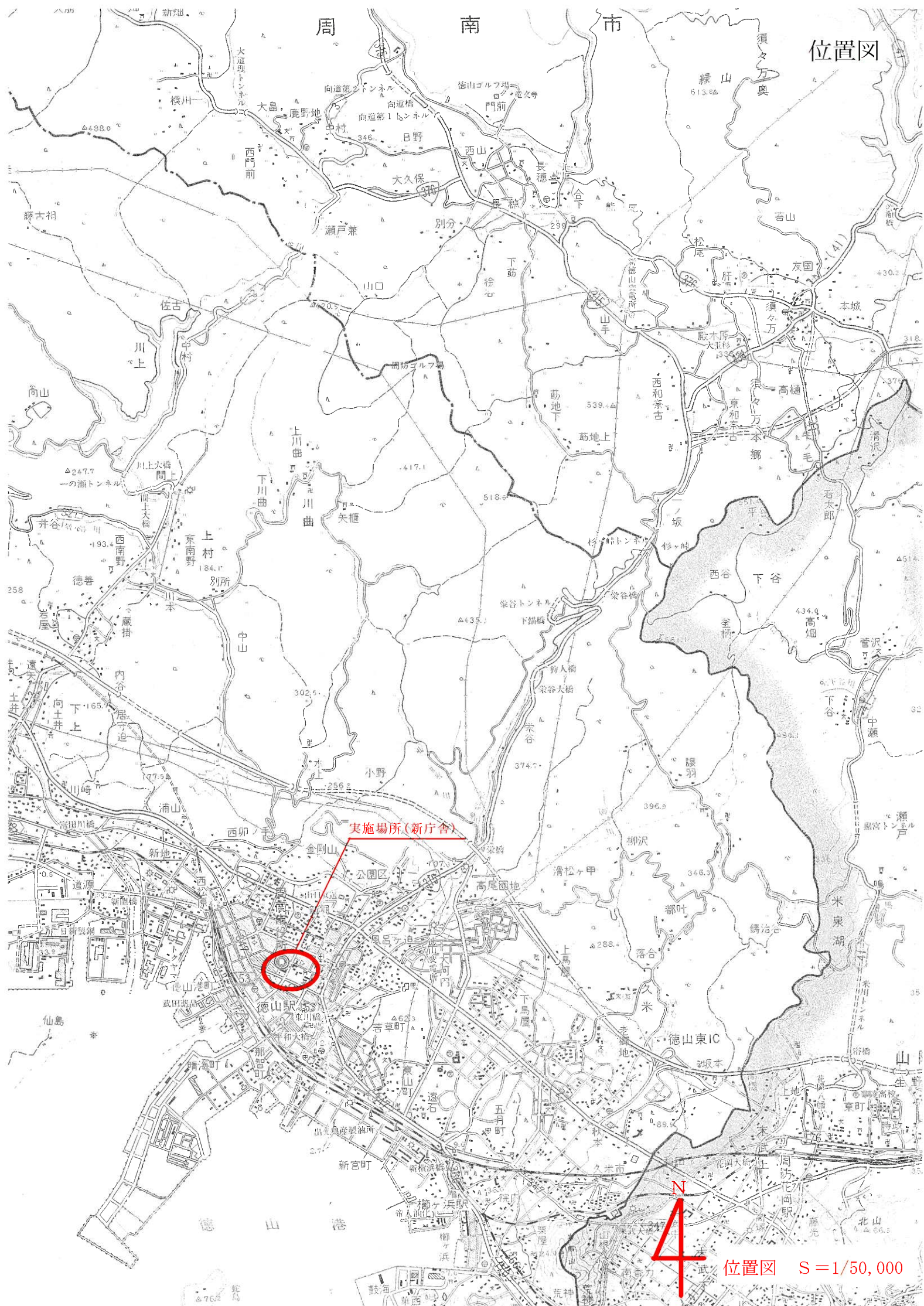
- (1) 市は、受注者の責めに帰す理由により庁舎の利用に不適切な事情が発生した場合は、契約を解除することができる。この場合、受注者は機器一式を撤去し、かつ設置前の原状に復すること。
- (2) 受注者が、番組編成、タイムテーブル作成などを行う場合は、放映前に市の承諾を得ること。
- (3) 災害等の緊急時には、市が簡易な方法で直接情報発信できるようシステムを構築すること。
なお、システム機器にはUPSを設けること。
- (4) コンテンツは、見やすいレイアウト、配色、大きなテキスト文字とすること。
- (5) 音声を使用する場合は、業務に支障の無い音量で放映できるよう調整できること。
- (6) アクセスログを取得するほか、情報漏えい対策を十分にとること。
- (7) スタンド式ディスプレイは、転倒防止策を講じるなど安全に配慮して設置すること。
- (8) スタンド式ディスプレイを移動する必要がある場合は、機器の設定等市に協力すること。
- (9) 操作、設定変更等の問い合わせ窓口を用意すること。
- (10) 原則として、契約期間満了後は、設置した機器を撤去し原状に復すこと。
- (11) パソコンのOS変更やソフトのバージョンアップ等があっても今回の委託料に含むものとする。
- (12) 委託料は、月均等払いとし、毎月業務完了後に受注者からの請求により支払うものとする。
- (13) 市が、収支報告その他資料を求めたときは速やかに提出すること。
- (14) その他疑義が生じた場合は、市と受注者との協議のうえ対応を決定する。

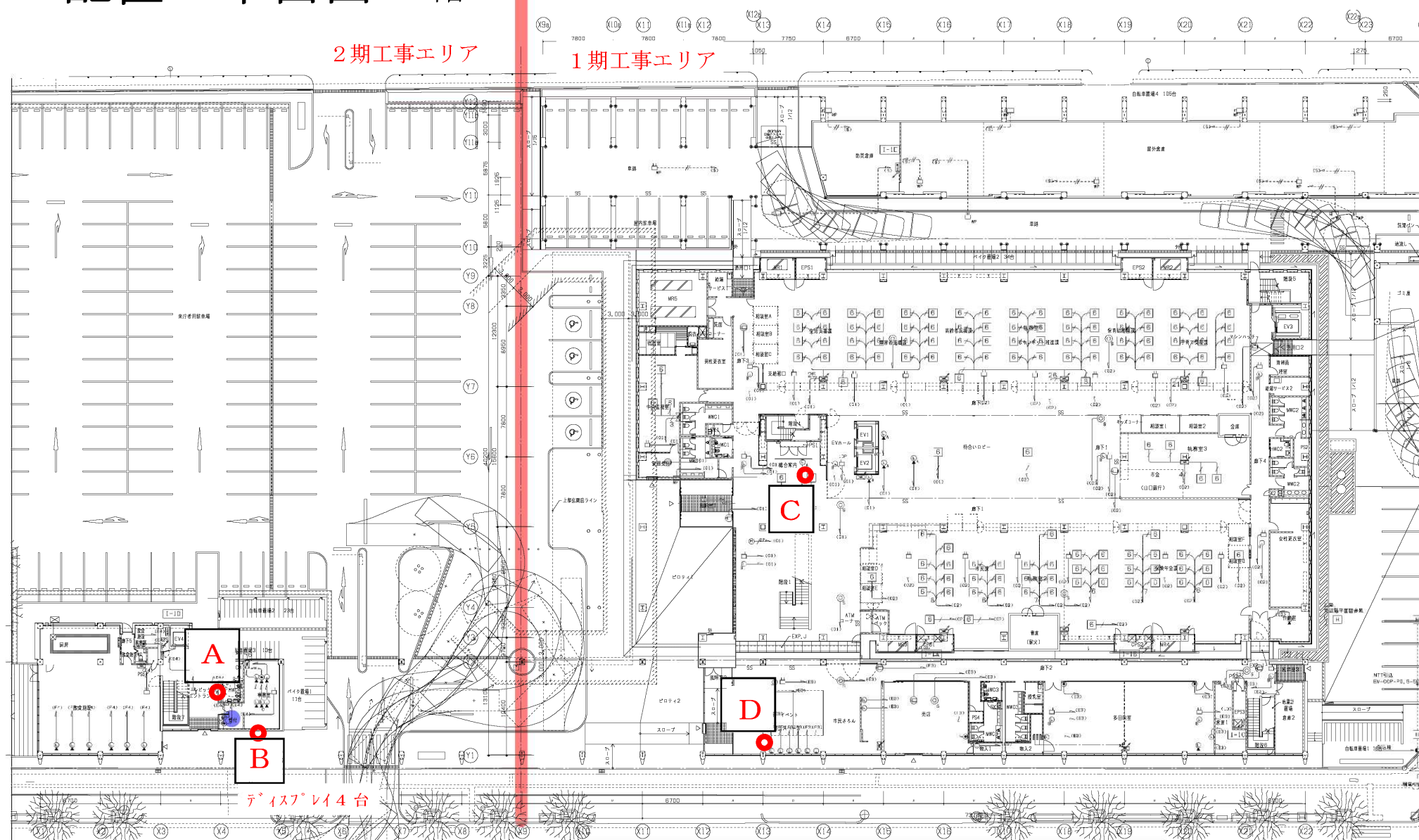
13 提出書類

受注者は、契約締結後速やかに次の関係書類を市に提出し、承諾を得なければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務管理責任者届
- (3) 事業実施計画書、工程表

位置図

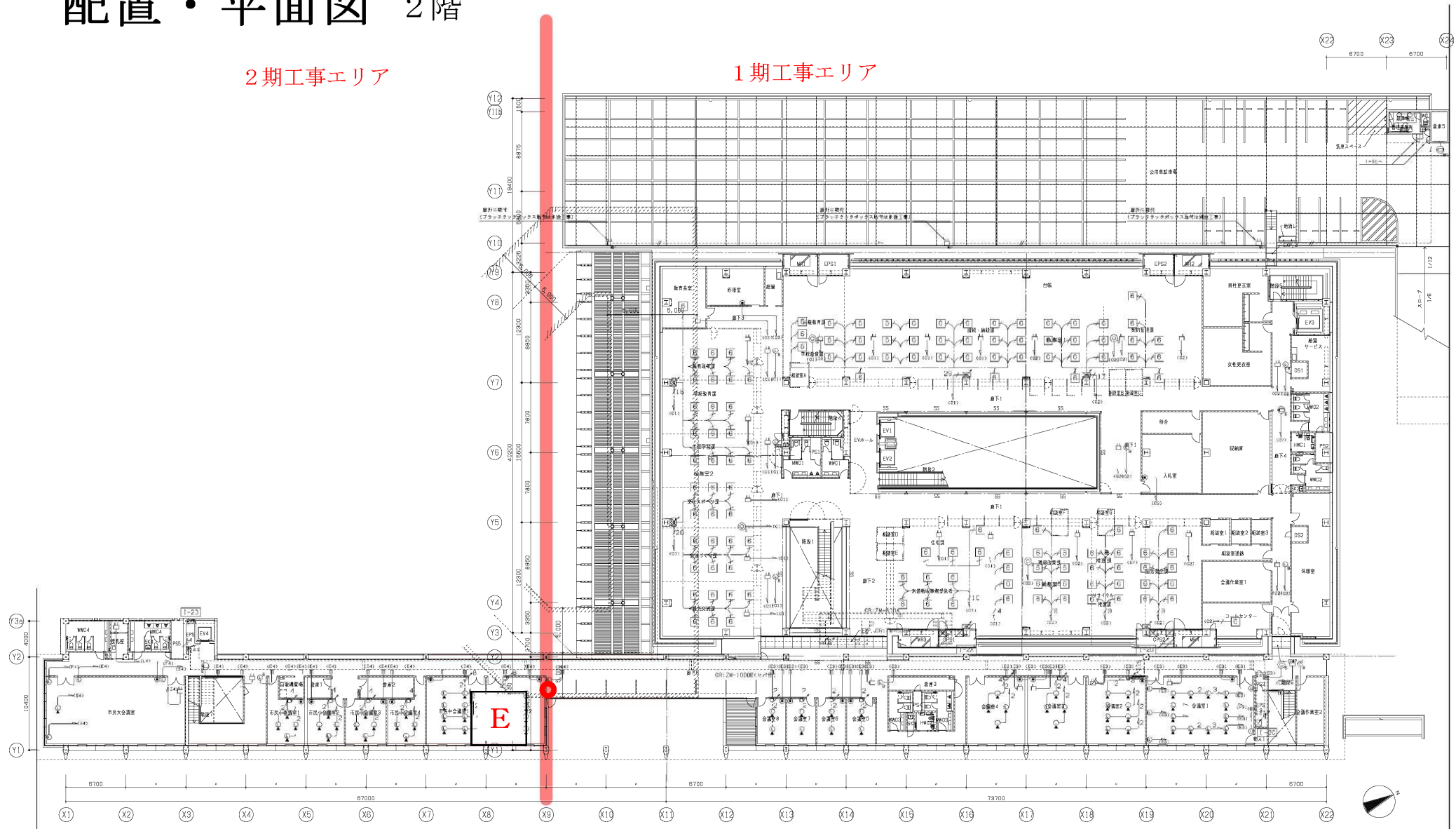




配置・平面図 2階

2期工事エリア

1 期工事エリア



配置・平面図

2期工事エリア

1 期工事エリア

4 階

